

事業承継に有効な種類株式

●はじめに

新しい会社法の施行により会社の運営方法自体が大きく変わった。今回から紹介する種類株式もその一つである。ただ、これは余り知られていないし、活用されてもいない。関連書籍も余り出版されていない状況である。しかし、うまく使えばかなりの効果が期待できる、経営ツールの一つでもある。特に、事業承継についてかなりの効果を発揮できるツールの一つである。税理士の先生方も、経営者から事業承継の相談等があれば、その提案の際に一度検討してみるのも有効であろう。

I 株式の自益権と共益権

周知のように、株式の所有は経営権と深く結び付いている。

図表-1 株主総会の決議

項目	対象の議題	成立要件
普通決議	・取締役の選任・解任 ・決算の承認など	定款に定める場合を除き、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数の賛成により成立
特別決議	・定款変更 ・合併 ・自己株式の取得 ・新株発行 ・相続人への売渡し請求 ・会社又は指定買取人による買取決議 ・事業譲渡及び解散 ・役員の実任免除など	定款に定める場合を除き、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成により成立
特殊決議	・株式譲渡制限のための定款変更など	議決権を有する株主の頭数の過半数で、当該株主の議決権の3分の2以上の賛成により成立
特殊決議	・属人株式に関する決議	総株主の頭数の過半数で、総株主の議決権の4分の3以上の賛成により成立

(坪多晶子、江口正夫共著「中小企業のための種類株式」(ぎょうせい刊)を参考に作成した。)

株式は会社の資本金であり、元手である。元手を出した人が株式を取得して株主総会の議決権を持ち、その結果としての経営権を持つ。

株主が自ら経営する、又は経営を他の者に委託して経営をし、その果実としての配当をもらう。これが資本主義の論理である。

だから株式は大切なのである。

特に、中小企業の場合、株式の50%超を持つ者が、その会社をコントロールできる。

少数株主の問題もあるので一概には言えないが、75%の株式を持てば、おおかたその会社の支配者といってもよいであろう。

株主総会の決議にもいろいろある。そこで、次のように整理してみた。

株式には自益権と共益権がある。自益権には

図表-2 株主の権利

株式の種類	権利	株主の権利		種類株式
普通株式	自益権	①剰余金の配当を受ける権利		・両方を奪う種類株式は発行できない。
		②会社が解散などした際に残った財産（残余財産）の分配を受ける権利		
	共益権	③株主総会に関する権利	例) 株主総会で議決権を行使する権利	・④、⑤は奪うことができない。
		④経営陣の不正行為を監視・是正・責任を追及する権利	例) 株主代表訴訟を提起する権利	
		⑤会社の情報を知る権利	例) 帳簿を閲覧する権利	

「利益配当」を受ける権利、「残余財産」の分配を受ける権利」などがあり、共益権には「議決権」等がある（図表-2）。

基本的には、株主は平等に扱われる。これを株主平等の原則という。株主は株式と引き換えにお金を出し（出資）、その見返りとして会社から経済的な利益を受ける権利（自益権）と、会社の経営に口を挟む権利（共益権）を得ることになる。ただし、これは普通株式の場合である。

II 9つの種類株式

種類株式という特殊な株式がある。普通株式とは異なる権利や内容を持つ特別な株式である。議決権や配当権、残余財産分配権などを制限したり、逆に優先したりできるような株式になる。

種類株式とは、様々に、条件について普通株式とは異なる権利や内容を持つ特別な株式

図表-3 9つの種類株式

	種類	種類株式	内容
1	剰余金の配当	配当優先株式	・配当が優先してもらえる株式
		配当劣後株式	・配当が遅れてからしかもらえない株式
2	残余財産の分配	残余財産分配優先株式	・優先的に残余財産を受け取れる株式
		残余財産分配劣後株式	・残余財産を遅れてしか受け取れない株式
3	議決権の制限	議決権制限株式	・すべての事項について議決権を制限することも、一定の事項について議決権を行使できないようにすることもできる。 ・公開会社において、発行株式の1/2を超えることはできない。
4	譲渡制限	譲渡制限株式	・種類株式ごとに譲渡制限することができる。 ・全ての株式に譲渡制限→非公開会社である。
5	取得請求権付	取得請求権付株式	・株主が会社へ買取請求できる株式
6	取得条項付	取得条項付株式	・会社が一定の事由が生じた時に強制的に取得できる株式
7	全部取得条項付	全部取得条項付種類株式	・株主総会の決議があれば株主の所有する株式のすべてを会社が取得できる株式
8	拒否権付	拒否権付株式（黄金株）	・会社の意思決定について、拒否権を発動できる株式 ・東京証券取引所は原則として認めていない。
9	役員選解任権付	役員選解任権付株式	・特定の株主に一定の役員の選任、解任などを求めることができる株式 ・委員会設置会社を除く非公開会社が発行できる。